

国際連盟脱退と国際協調外交

一 はじめに—松岡報告

国際連盟脱退の「立役者」松岡洋右が、ジュネーヴの連盟臨時総会における「十字架上の日本」演説によって、日本の国際的な「光榮ある孤立」を宣したことはつとに有名である。しかしながら、この演説で「国民的英雄」になったはずの松岡が、熱狂的に出迎えた国民の前にラジオを通じて次のような帰国報告をしていることは、あまり注目されていない。

「少くとも私は一つの点に於ては完全に失敗して歸つたのである。……即ち何とかして出来るならば、一面我国の立場を明かにし主張を通して置きながら、他面連盟に残って居りたい、さう云ふやうにしたいと云ふ

ことは失敗したのである。此点に付ては、私の徴力洵に国民諸君に申訳がないと考へて居る。……この脱退の已むなきに至った一つの大きな原因は、本年（一九三三年）の一月二〇日以後、殊に二月に入ってから、英国その他が俄かに態度を硬化さして来たと云ふことである。殊に英吉利が態度を硬化さして来たことに付ては色々理由がある。今日では尚ほ私の立場から申し兼ねる点もある、さう云ふ点は省くが、ざっと五つほど話し得る理由がある。⁽¹⁾」

すでに松岡に関する伝記的研究⁽²⁾によって、従来の彼のイメージに大幅な修正が加えられている現在、松岡が脱退回避に失敗したことを国民に陳謝しているからといって、それほど驚くことはないのかもしれない。だが、失

井 上 寿 一

敗の最大の原因が、最終局面におけるイギリスの急激な態度硬化に求められていることには充分留意する必要があるように思われる。

松岡はさらに五つの理由を具体的に述べているが、要約すると次のようになる。

一、中国のイギリス商品ボイコットの動き。

二、和協委員会へのアメリカ招請に日本政府が反対したこと。

三、一九国委員会報告書をめぐるイギリスの妥協申入れを日本政府が拒絶したこと。

四、ヨーロッパ情勢の緊迫化という「特殊事情」のため、「小国」があらゆる武力行使に脅威を感じていること。

五、イギリスが二次的重要性しかない極東問題のために、「小国」を犠牲にするわけにはいかなかったこと。ただし、イギリスの急激な態度硬化の裏面には、「私の地位では申し兼ねる」「種々の外交上の経緯」があった。

ここで直ちに問題となるのは「種々の外交上の経緯」とは何か、ということである。この点は松岡がこの報告

と相前後して四月二八日に行なった上奏の内容と比較することによって推測可能である。松岡はここでも「連盟ニ留ルノ一事ハ完全ニ失敗ニ帰シタルコト遺憾ニ堪ヘス」と述べ、その原因をイギリスの態度硬化に求めている。またその理由もほぼ同様であるが、「一月初以降熱河問題ノ進展カ同国ノ京津地方ニ於テ有スル權益ニ不安ヲ抱カシメタルコト」は上奏においてしかふれられていない。⁽⁴⁾つまり松岡が報告において言明を躊躇したのは、熱河攻撃に対するイギリスの危惧ということであったように思われる。

以上のような松岡自身による指摘は、日本の国際連盟脱退問題を考察する際、いくつかの重要な手がかりを与えてくれる。

まず第一に、国内政治の文脈の重要性である。松岡らの代表団と本国政府との一見対立した関係を正確に理解するためには、ジュネーヴにおける交渉以前からの対連盟政策の形成過程を明らかにする必要がある。

第二に、「小国」理解についてである。松岡は報告の中でヨーロッパの「特殊事情」に鑑みて「小国」が国際連盟を「生命線」としていることに理解を示し、「吾々

は徒らに彼等の認識不足を叫ぶことは止めなければならぬ。寧ろさう云ふことを何時までも言つて居る人は、自分が欧羅巴の事情の認識を欠いて居る訳である」と述べている。二月二四日の総会における四二対一の「惨敗」をもつて日本の國際的孤立を象徵するものと理解する従来の視点からでは、松岡がこのように比較的柔軟に「小国」を認識しているという事実を整合的に説明できないのであり、ジュネーヴにおける交渉過程をもう一度見直す必要があるように思われる。

第三に、熱河攻撃と脱退との關係についてである。松岡の上奏における指摘は一見、関東軍「脱退の「張本人」説を裏付けているように思える。だが、後に検討するように、当の関東軍と陸軍中央は熱河を攻撃しながらも脱退には慎重な態度をとり続けた。要するに、これまでの研究は海軍もふくめた軍部の具体的な對連盟政策に關して立入った分析をしていないのである。

本稿は以上の三点を分析視角として日本の國際連盟脱退問題の政治過程を再検討し、いわゆる「十五年戦争」期における連盟脱退のもつ新たな意味を明らかにしようとする試みである。

二 非脱退の論理

一九三二（昭和七）年六月一四日、衆議院本會議は政友・民政共同提案の満州国承認決議を全会一致で可決した。従来の研究によれば、この時政党は軍部に迎合して國際協調外交路線を放棄し、連盟脱退が必然化したことになっている。だがこのような通説的理解とは異なり、当時政党には満州国承認（九月一五日）後も連盟脱退の意思などなかった。

承認問題が現実的課題となったのは、三月一日の満州国建国宣言以後のことであるが、当初、民政党は党機関誌の四月号の一論稿が「日本は國際協調を重んじ、單獨で所謂善い兎にならうと云ふ考へはないから、満洲国を承認するか否か、若し承認するにしても、如何なる経路をとるべきかに就いて、一考せぬやうなことは断じてない筈である」と述べているように、單獨承認には消極的だった。

それゆえ承認決議のイニシアティブはあくまでも政友会にあったと考えるべきだが、だからといって政友会が脱退を決意していたわけではない。政友会の衆議院議員

芦田均は満州国承認から二カ月後、党機関誌『政友』において連盟臨時総会の見通しに關連して、次のような連盟非脱退の論理を展開している。

「連盟規約の解釈としては、連盟の勧告を承諾しないと云ふことが、直ちに規約違反とならないのである。

従つて國際連盟が吾々の承諾出来ない案を勧告として押し付けた場合には、我國は敢然として其の勧告に應じないと云ふだけの態度を維持すれば足りるのである。それが爲めに、少くとも規約違反の問題を生ぜず又制裁の問題をも生ずる惧れがないのである。即ち我國が勧告に應じないと云ふことに依つて、連盟に於ける満洲問題は一段落を告げるものと想像されるのであつて、従つて我國が連盟を脱退するが如き問題も生じない。」⁽⁹⁾

このように芦田はジュネーヴで最悪の事態が起こつたとしても、規約違反と制裁の可能性がないことを前提に、あえて踏み切らない限りは脱退する必要のないことを説得的に論じているのである。

たしかに満州国承認決議によつて政党は満州事変以後の關東軍の行動を『事後承認』し、國際協調の枠組から大きく逸脱した。だが、その論理的帰結は連盟脱退では

なかつた。政党は連盟脱退の意思がないという程度には、依然として國際協調外交路線を支持していたのである。

政党の満洲問題をめぐる対連盟政策と対比すれば、外務省のそれが一貫して國際協調的だったことは明白である。政党の承認決議を牽制するかのうちに、六月二三日、有田八郎外務次官がリンドレー (Sir F. Lindley) イギリス駐日大使に連盟調査団の東洋退去前に満州国を承認することはない、と言明して政治問題化したことはよく知られている。当時、外務省は満州国承認のもつ対外的意味の重大性を充分認識しており、国内における承認要求の声が日増しに強まるなか、単独承認回避の方途を探し求めていた。八月一八日、パリ発の吉田茂、長岡春一、佐藤尚武の三大使による共同意見電にみられる提言、すなわち満州国に中国の主權を認め、その代わり日滿間に援助条約を結ぶという構想⁽¹⁰⁾もそのような試みのための具体案のひとつであつた。だが、外務省によるこれら一連の単独承認回避の試みも、九月一五日に日本政府が満州国を承認してしまい、結局は失敗に終わってしまう。

もっともこの結果、外務省が連盟脱退を不可避と考えるようになったわけではない。外務省の実質的法律顧問

であり、著名な國際法學者の立作太郎東京帝國大學教授は一月に出版された著書において、脱退問題をめぐって次のような見解を示している。立はまず、連盟脱退論者の連盟規約第一五條による審議は第一六條の制裁措置の前提である、という主張を退ける。第一六條が問題となるのは紛争當事國の一方が理事會の全員一致による勸告を受諾し、他方がこれを不服として戦争を始める場合においてだからである。それゆゑ第一五條による勸告が「我國に不利なりとするも、勸告は勸告の性質を有するに過ぎずして、法律上の拘束力なく、我國は是の如き勸告に應ずるの義務を負ふことは無い」のであり、勸告に對しては單に無視するだけでよく、したがって脱退問題は起こらない。⁽¹⁾

このような立の論理は明らかに芦田の連盟非脱退論とはほとんど同一である。つまり満州國承認問題の場合とは異なつて、外務省と政黨とはともに同じような見通しと論理のもと、非脱退の方向で一致していたのである。

一方、これまで脱退の「張本人」とされてきた軍部、とりわけ関東軍は、どのように対応しようとしていたのであろうか。

この年の五月、当時陸軍次官であり、八月には関東軍參謀長の任に就く小磯國昭は、「極東ノ新情勢ニ對スル判斷」と題する文書を作成している。小磯はこの文書の中で國際連盟の現状を、満州事變以後の「極東ニ於ケル新ナル事態ニ則シテ其去就ヲ決セントスルノ傾向顯著」で満州問題の「現実」主義的解決を求める「大國」と、「觀念的ナル平和主義」に基づいて日本の行動を「侵略行為ナリトシテ之ヲ批判」する「小國」とが對立しているものとして認識している。

もっとも、小磯はこのような「大國」と「小國」との對立關係を決定的なものとは考えていない。連盟の今後の動向について、「連盟ノ指導的地位ニ在ル英仏ハ某程度ニ極東ノ事態ニ応スル帝國ノ行為ヲ默認シテ其本質的要求ニ満足ヲ与ヘ以テ連盟ニ對スル帝國ノ反発作用ヲ防止シツツ他方小國側ノ觀念的主張ニ對シテモ亦某程度ノ満足ヲ与ヘ……以テ全般的ナル連盟ノ權威ヲ保持スル」であらう、と推測しているのである。

しかしながら小磯はこのような見通しのもとで、事態を單純に樂觀していたわけではない。「連盟カ帝國ノ死活ニ關スル重大問題ヲ單ニ觀念的ナル小國ノ主義ニヨリ

決スルカ如キ形勢トナル」最悪の場合も想定している。

小磯はこのような場合には、「帝国ハ連盟ニ対シ其設定ノ精神ニ基キ之レカ活用ヲ広義ナラシムル意味ニ於テ東洋問題等ニ対シテハ直チニ連盟規約ニ改訂ヲ為スヘキ主義ヲ強調」すべきである、としている。つまり規約の改訂によって「小国」の非難をかわしながら既定の対満政策を推進し、なおかつ連盟内に留まるべきである、というのである。

さらに注目すべきは、規約改訂の要求が受け入れられなかった際の対応の仕方である。この場合、小磯はさすがに「何時タリトモ連盟ヲ脱シ亜細亞ニ帰ルノ決意ヲ確立堅持」すべきである、と主張するが、ただしそれは「之ニヨリ初メテ連盟ヲシテ我ニ有利ナラシムル如ク之ヲ操縦シ得ル」からである、と述べている。つまり小磯は脱退も辞さずという強硬な姿勢を示すことによって「小国」側から譲歩を引き出し、脱退という最悪の事態を回避しようと考えているのであって、本気で脱退する意思など持っていないのである。⁽¹²⁾

以上のような小磯の連盟非脱退論は、同じ頃彼が斎藤実首相に宛てた意見書の中でも、次のように要約された

形で繰り返されている。すなわち「連盟ニシテ帝国ノ満蒙経路ニ対シ本質的障害ヲ与フルカ如キ場合ニハ規約改訂ヲ主張シ尚暴圧ヲ加ヘ来ルニ於テハ脱退ヲ辞セサルノ最後ノ決意ヲ必要トスルモ此場合ニ於テハ……慎重措置スルヲ要ス⁽¹³⁾」と。小磯はあくまでも脱退に慎重だったのである。

ところで八月一日、岡田啓介海軍大臣は元老西園寺公望の秘書原田熊雄に「近來陸海軍の若い連中が、或は『ロシア撃つべし』とか、或は『アメリカを相手に一戦する』とかいふやうな宣伝をするので、心配のあまり」海軍軍令部と参謀本部との間に、「まづ第一に、露国とも米国ともなるべく戦争は避ける。第二には、国際連盟脱退は不可である」という内容の「秘密の協定」を結ばせた、と語っている。⁽¹⁴⁾海軍大臣がイニシアティブをとってこのような協定を成立させたことは、連盟脱退問題のその後の展開における海軍の対応を示唆しているが、ともかくもこの発言から軍中央も連盟脱退には慎重だったと推測できるのである。

以上述べてきたことから明らかなように、ジュネーヴにおける交渉開始以前の段階において、日本国内では連

盟を脱退するということは、およそ現実的な選択とは考えられていなかった。最も國際協調的な外務省から最も強硬な閣東軍まで、それぞれその對連盟態度は異なっていたが、連盟を脱退しないという点では一致していたのである。

三 協調のための脱退

連盟臨時総会は一二月六日に開催されるのであるが、ジュネーヴの日本代表団は最大の難関が「小国」側の対応にあり、それゆえ何らかの對「小国」工作が緊急に必要であると考えていた。すでに三月一九日、佐藤代表は「巧ニ大国間ヲ斡旋シ又小国側ニモ人氣」のあるチエコスロヴァキア外相ベネシュ(B. Benes)に「好意的斡旋」を申し入れているが、その後日本の満州國承認に際しても、ベネシュは「理論ト實際トノ調和力困難ナルカ其調和点ヲ発(見)スルコトハ必スシモ不可能ニ非サルヘシ……日本全權部ト密接ナル關係ヲ保チ難問題ノ無事解決ニ尽力致シ度キ所存ナリ」と在チエコスロヴァキア堀田正昭公使に語り、斡旋の継続を約束している。つまり日本側はチエコスロヴァキアを「橋頭堡」として「小国」

側に接近し、妥協点を見出そうとしていたのである。

このような「小国」対策以上に重視されたのが「大国」とりわけイギリスとの關係であつたことはいうまでもない。松平恒雄駐英大使は四月一日、サイモン(Simon)外相に会见し、「大国側其他穩健分子ノ斡旋ニ依リ結局『コンモンセンス』ト『ステーツマンシップ』トカ勝利ヲ得ヘキコトヲ信賴スルモノナリ」という主旨の日本政府の「對連盟總會方針」⁽¹⁷⁾を示し、「今後ニ於テモ小国側ノ過激分子ヲ抑ヘテ……不祥ナル事態ノ発生セサル様引続キ尽力アリタキ旨希望」⁽¹⁸⁾している。

以上のように、日本側は主としてイギリスに期待しながらチエコスロヴァキアを通じて「小国」側にも働きかけて、臨時総会を乗り切ろうとしていた。だが、次に掲げる四月八日の長岡駐仏大使(臨時総会では首席代表)の「小国側過激分子」と「大国」との關係が「困難ナル事態」を招くことを憂慮した意見電は、ジュネーヴにおける日本代表団の活動や前節で検討した日本国内の對連盟態度と比較した場合、きわめて注目値するように思われる。

「右ノ困難ナル事態ヨリ免レンカ為ニハ予メ連盟脱退

ノ決意ヲ以テ事ニ臨ムヨリ外ニ途ナク脱退ノ場合満州問題ハ事実上連盟ノ手ヲ離レ穩健ナル意向ヲ有スル大國側ハ右過激分子ノ掣肘ヲ免レ同問題ニ付自由ノ立場ニ置カルヘキ様存セラル……尚脱退ノ為我南洋委任統治権ニハ何等ノ影響ヲモ蒙ラサルヘク又軍縮其他公益關係ノ諸委員會ニシテ非連盟國ノ参加シ居ルモノニハ引續キ協力スルコト然ルヘシ⁽¹⁹⁾。

長岡はここで明確に最悪の場合、日本の連盟脱退を提言している。もとよりそれはあくまでも國際協調外交の文脈においてである。すなわち日本が脱退すれば満州問題は連盟の審議の対象外となり、「小国」の「面子」を立てながら連盟の外で「大国」と協調關係を維持でき、しかも脱退後も南洋委任統治権や軍縮會議への参加などの《既得權益》に変化はないというのである。これを要するに、逆説的だが、長岡は対満政策の遂行が不可逆的である以上、なお國際協調外交路線を堅持しようとするならば、日本が連盟を脱退する以外になく、また脱退すれば満州事変以来の對外危機を鎮靜できると考えているのである。

さて、松岡洋右代表がジュネーヴに到着した時(一一

月一八日)、すでに連盟の空氣は相当悪化していた。松平は九月二〇日に「若シ連盟ノ權威ヲ潰スカ或ハ我方ノ連盟ヲ傷クルカ二者一ヲ探ルヨリ外無キ場合ニ立至ラハ英國政府ノ對歐州方針カ連盟ニ重キヲ置ク關係上……決シテ樂觀ヲ許サスト思考ス」と報告し⁽²⁰⁾、また、先に協力を約束したベネシユも一〇月一日には沢田節藏連盟日本國事務局長に「何レノ國ノ代表者ト雖日本政府ヲ支持スル如キ発言ヲ為ス勇氣アルモノナカル可キコトハ覺悟セサルヘカラス」と語っている⁽²¹⁾。

實際、一二月六日に臨時總會が開かれてみると、八日まで「小国」を中心とする大多数の國の代表は日本批判の演説をした。一方、サイモンは七日に中國側から「極度ニ失望セリ」と評された演説を行ないながら⁽²²⁾、「小国」によって構成されている一九國委員會に日中兩当事國を入れ、また連盟外の米ソ兩國をも招請して日中紛争を調停する和協委員會の設置を提案する。これに対し日本代表團は直ちに賛成し、一日には本國政府に「政治的ニ見テ日本ハ既ニ事実上裸ニテ立チ居ル事故……御採用相成様」承認を求めている⁽²³⁾。

ところが本國政府は一四日に和協委員會への米ソ兩國

の参加には不同意の旨伝えてくる。⁽²⁴⁾ 従来の研究は本国政府が反対した原因を、「焦土外交」演説で有名な内田康哉外相と外務省「革新派」白鳥敏夫情報部長の強硬な態度に求めている。⁽²⁵⁾ だが、この点は単に「自主外交」路線の台頭という文脈で理解するだけでは充分ではない。当時、一般軍縮會議全權委員で、「國際協調派」であることには言をまたない東郷茂徳は「滿洲問題の國際的處理につき自分に特に強大な印象を与へたのは米の態度で、『ステイムソン』の対日經濟制裁は『フーヴァー』の穩健政策で一時的抑制せられたが、甚だ寒心に堪えぬとの感じを受け」ており、一月末に松岡と会談した際、「滿洲事件に伴ふ反感は歐洲よりも米國に強く、『ローズヴェルト』大統領就任と共に益々惡化すべきことを説いた」と回顧している。⁽²⁶⁾ 東郷はまた「英國が種々の原因はあるが、日本に対し比較的穩和なる政策をとれること」にも強い印象を受けており、イギリスの斡旋に期待していたのは確実であるが、このような対米認識を持っていた以上、サイモン提案に賛成したとは考えられない。つまり、日本側では、連盟代表を除いて誰も積極的に呼応しようとはしなかったのである。

こうしてサイモンの試みは日本側の反対によって挫折するが、一方、一九國委員會は規約第一五条第四項により、「リットン報告」を基礎とする報告と勸告案の準備をし始め、ジュネーヴの情勢は一層緊迫化する。そこでサイモンは次の、そして最後の妥協案を提示する。それは一九國委員會の動きと並行しながら、規約第一五条第三項による和協委員會(ただし米ソ不参加)において日中間で直接交渉を行なう、という案である。

サイモンは一月二六日に松岡、松平と会談するが、ふたりとも依然として和協を望み、また松岡がこの線で本國政府に強く働きかけているようにみえたので、この妥協案を示してみた。⁽²⁸⁾ だが会談後サイモンは次のような印象を受けている。「松岡は、最初に私がジュネーヴで会談した時に、彼を特徴付けていた以上に、一層沈んだ態度だった。我われの見たと、松岡と松平は、日本政府が確かに間違いを犯していると感じて、それを悔やんでいる様子だった。」⁽²⁹⁾

ところで同日、日本国内では有田、原田、近衛文麿、木戸幸一内大臣秘書官長の四人が会談している。木戸は会談後、「日支直接交渉の斡旋に関し、外務当局と吉田

〔茂〕大使との間に幾分意見の阻隔あるを知る」と日記に記している。⁽³⁰⁾吉田が最後まで脱退に反対していたことを考慮に入れば、この記述は有田らの外務当局がイギリスの提案に難色を示していることを示唆するもののように思われる。

さらに有田と谷正之外務省亜細亜局長は一月三〇日、原田に次のように語っている。

「よしんば英国の提案に従って、一五条の三項によって日支直接交渉を開いてみたところで、一方には熱河問題もあることだし、……いま三項によってかれこれしてみたところで無駄な話だ。」⁽³²⁾

以上の経過だけでは松岡らが望みを託したイギリスの幹旋案を洩り、「間違いを犯している」のは有田や谷のようには考えられる。だが、彼らは立の連盟非脱退の論理に忠実だったからこそイギリスの提案を受け入れなかったのである。

ここで確認しておく、前節で見た非脱退の論理とは、要するに勧告が出されても日本はそれを無視すればよい、無視するだけでは規約違反でなく、連盟を脱退する必要もない、というものである。しかしこの論理には重要な

但し書が付いている。すなわち、もし勧告後に日本が中国に新たな戦争を仕掛ければ、それは明白な規約違反となり、第一六条の制裁規定が発動されるというのである。そこで仮にイギリスの提案を受け入れたとすると、日中直接交渉が行なわれる中、一九国委員会の報告と勧告案が総会で可決されることになる。これだけならば問題はないが、さらに関東軍が熱河を攻撃してしまえば、たとえ日本が満州国軍と満州国領土内の一地方である熱河の「匪賊」を「討伐」しているのだ、と主張しても、連盟はこれを日本による新たな対中国武力攻撃と理解して第一六条による制裁行動に出、日本にとって最大の危機が訪れることになるのである。

外務省はそれゆえ熱河攻撃のもつ対外的インパクトの重大性を深刻に受けとめており、一月四日の「熱河問題処理方針」のなかで、熱河を攻撃すれば必ず平津地方にも波及し、そうなれば同地方には欧米諸国の居留民や軍隊、さらにはイギリスの莫大な権益がある関係上、たとえ「自衛措置ト主張スルモ連盟及列国ハ之ヲ以テ日本ノ対支侵略トナシ非難攻撃スヘク……我方ハ容易ナラサル難局ニ立ツニ至ルヘシ」と警告している。⁽³³⁾外務省にとつ

て熱河不侵攻は國際協調外交のための大前提だったのである。

一方、関東軍はすでに熱河攻撃を天皇の了承を得た既定の作戦行動と見なしていた。前年の十一月末に小磯参謀長が熱河攻撃について「明春以後解決的実行に着手せんとす。之が為には表面滿洲国側をして経略に任せしむ。滿洲国軍隊をして十二月以降之が準備に着手せしむ」旨、上奏していたのである。⁽³⁴⁾

事態は深刻化した。西園寺は「熱河の問題については非常に心配」し、一二月末、原田に「内大臣（牧野伸顕）ともよく相談してみてくれ」と指示する。⁽³⁵⁾そこで原田が牧野を訪ねると、牧野も「どうしても熱河問題が心配」であり、「或は重臣會議とか御前會議とかを開いて、なんとかこの問題を危険に導くことを避けたい」と述べ、西園寺の協力を要請する。⁽³⁶⁾ついに元老と内大臣が関東軍の抑制に乗り出したのである。

これに対し陸軍中央も何らかの形で関東軍に歯止めをかけざるを得なくなり、参謀本部は梅津美治郎少将を天津に派遣する。梅津は真崎甚三郎参謀次長から「列国特ニ英米ノ疑惑ヲ招キ若ハ嫌厭セラルル如キコトハ勉メテ

之ヲ避クルヲ有利トス。……京津地方ニ兵ヲ進ムル場合ニハ真ニ已ヲ得ザル場合ニシテ……第一線ノ各級指揮官モ決シテ血氣ノ小勇ニハヤルコトナク十分ニ戒心ヲ加ヘザルベカラ」という訓令を受けていたのである。⁽³⁷⁾

さらに一月六日、荒木貞夫陸相も「できるだけ一つ熱河だけの問題に局限して済ますやうにしたい」と原田に語り、慎重に行動する旨強調した。その結果、一日の閣議では「長城以南には絶対に兵を出さん。……要するに熱河のみを目的としてやる」ことを条件に、熱河攻撃は承認されてしまうのである。⁽³⁸⁾

以上から明らかなように、サイモン案が示された時、すでに熱河攻撃は閣議決定を経た覆すことのできない既定方針となっており、対外危機を回避しようとするならば、少なくともこの提案には賛成でなかった。

そのため政府は一月三〇日、イギリス提案を断わることに決定し、⁽⁴⁰⁾その結果、事態を憂慮していた西園寺も「牧野内大臣の心配されるところも一応尤もだと思ふが、今日の実際の空気といひ、陸軍がどうしても熱河をやるといふことになると、やはりどうも政府の決定に対しては、『已むを得ない』と見るよりほかあるまい」として、⁽⁴¹⁾

一旦は牧野の協力要請を受け入れ関東軍抑制に乗り出したが、中途で放棄し、政府決定を追認してしまうのである。

このような政府決定は、ジュネーヴの連盟代表にとつてみれば、いうまでもなくそれまでの脱退回避の試みを全て無に帰させてしまうものであった。連盟代表は二月二日、政府決定に対し「帝國政府ニ於テハ第四項ニ移ル場合既ニ脱退ノ方針ヲ御決定相成リ居ルモノト解シ……差支無キヤ」と抗議の意味もこめて警告する⁽⁴²⁾。

さらに二月四日には松平が二日のサイモンとの会談の際、サイモンが「本件調停ニ付テハ自分ノ努力ヲ『エキゾースト』シタリトテ自己ノ勧告ノ入レラレサリシコトニ対シ頗ル失望ノ色ヲ表シ」た、と報告してきた⁽⁴³⁾。事ここに至り、ジュネーヴにおける和協交渉は最終的に挫折したのである。

一方、陸軍はこの間なお一層慎重に対応しようとしていた。参謀本部は先の梅津に続いて武藤章中佐を現地に派遣する予定でいたが、真崎は武藤に対して梅津への訓令と同様に、重ねて「出先の官憲に慎重な態度をとるやう、よく話しておいてくれ。熱河を撃つ場合に平津地方

にまで兵火が及ぶとか、平津地方に駐屯する軍が熱河の軍と相呼応して行動を起すやうなことがあつては一大事である」と念を押し、「もしそんなことになれば、自分ももう年貢の納め時であるから、身を挺してその阻止に乗出す」と述べて重大な決心を固めていた⁽⁴⁴⁾。

また、一月三〇日の政府決定を前にして、根本博中佐(参謀本部)は「今度ぐらゐ危い時はない。政府に連盟脱退の最後の決心が付いてゐないならば、寧ろ一五条の三項で行く方がいゝ。このことは、現在の日本の空氣から言へば、脱退の決意をするよりも寧ろ非常な勇氣を要するが、しかしできるならばこの方が確実だ」とまるでジュネーヴの連盟代表のように必死になつて脱退回避を訴えている。

そして政府決定後も陸軍中央は各軍、内地各師団参謀長、留守参謀に宛てた「対連盟態度」に関する極秘文書において、「輿論指導としては国民の決意を國際的に反映せしむる為、第四項に移らば脱退の外道なきに至るべき旨の決意を部外より自然に湧出せしむる如く指導せられ度」としながらも、実際に「第四項に移りたる場合脱退の措置に出づるや否やは、第四項に基く報告及勧告の

内容を研究したる上自主的に決定すること、せられたり⁽⁴⁶⁾として、外務省や連盟代表とは対照的にあくまでも脱退には慎重に対処しようとしていた。

このように陸軍は熱河攻撃の作戦範圍を嚴密に長城以北に限定し、欧米諸国との關係悪化を最小限に抑えることによって、依然として連盟内に留まり続けようとしていたのである。

だが、一方、外務省はすでに連盟脱退の方向に大きく傾斜していた。もっとも、これはあくまでも先に見た長岡の脱退の論理と整合する國際協調外交路線の維持が重視された結果にはかならなかった。

内田は一月一日、ジュネーヴの軍縮全權に連盟脱退の場合においても軍縮會議には残留する旨訓令⁽⁴⁷⁾し、二月一日には太平洋諸島の委任統治權に關して、これは一九一九年のバリ會議の際、連合国から付与されたのであり、連盟脱退後も日本はその受任国の資格を失わない、という見解を連盟代表に伝えている⁽⁴⁸⁾。これらの事実からわかるように、外務省は長岡の見解と同様、脱退後も日本の連盟内の《既得權益》を維持し得るという見通しを持っていたのである。

また、一月一日、堀田はベネシュと會談しているが、席上ベネシュが「不幸ニシテ連盟トノ間ニ衝突ヲ生スル場合アリトスルモ一旦問題カ連盟ノ手ヲ離ルルニ至ラハ自分トシテハ日本ノ政策ニ充分ノ同情ヲ有スルモノナルカ故ニ何等ノ拘束無ク却テ日本トノ友好關係ノ増進ニ力ヲ尽スコトヲ得ヘシ」と述べた旨伝えてきた⁽⁴⁹⁾。報告を受けた外務省が長岡の脱退の論理を説得的なものと強く意識するようになったであろうことは明らかである。

それゆえ二月一六日に連盟代表が脱退の意思表示としての総会からの代表部引揚を具申してくると、實際にはジュネーヴでは松岡がなお態度を決めかね、代表部も「脱退か頰冠りかで対立」⁽⁵⁰⁾していたのだが、外務省は翌日直ちに閣議決定を待たずに同意し、引揚の具体的手順を指示してしまう⁽⁵¹⁾。その結果、松岡らの日本代表團は二月二四日、この訓令通りに一九國委員會の報告と勧告案が採択された後、総會議場から「堂々と」退場していったのである。

ところで、外務省亜細亞局第一課は翌二五日付で「連盟問題ニ關スル一般的形勢觀察」と題する機密扱いの調書を作成している。この文書には脱退に至るまでの経緯

に關して次のような考察が示されている。すなわち、当初よりイギリスは「東洋ニ於ケル其ノ重大ナル權益ニ鑑ミ……日本カ連盟ヲ脱退スルカ如キコトアラハ東洋ニ於ケル不安ヲ招来スヘシトノ見地」から規約第一五條第三項による和協交渉の斡旋を積極的に行なっていたが、熱河攻撃の既定化によって「英國ノ利害關係多キ京津地方ニ対スル日本軍ノ進出」を危惧するようになったことと、元來「小国ノ立場ヲ無視スルコトヲ得サル地位ニアル」ことから妥協的解決を断念せざるを得なかった、としてゐる。しかも「今次連盟ノ大勢ヲ作レル小国側ノ態度ハ格別日本ヲ憎惡シ支那ヲ愛好スト云フニ非ス」と判断した上で、結局今回の總會決定は「形式的ニ連盟ノ權威ヲ維持スルト共ニ歐洲ノ困難ナル國際關係ニ累ヲ及ハササル考慮」からなされたものである、としている。

さらにこの文書は「連盟ノ脱退ト制裁条項ノ発動トハ全然別個ノ問題ナリ」として、脱退が直ちに對外危機を意味するのではないことを強調した上で、脱退後も太平洋諸島の委任統治権は日本にあり、また「一般的ニ平和ノ維持及文化ノ発達ヲ目的トスル國際事業ニハ引續キ誠意ヲ以テ参加スル」として、脱退しても日本は國際連盟

の枠組から完全に逸脱するわけではない、と述べ、最後に脱退の場合にも「我方ニ取り今日以上甚シク不利ナル形勢トナルヘシトハ想像出来サル」と結論付けている⁽⁵³⁾。以上、この文書の内容からも明らかなように、要するに外務省は日本の連盟脱退を國際協調外交の文脈に位置付けていたのである。

四 枢密院と外務省

松岡らの日本代表団が總會議場から「堂々と」退場したからといって、それが直ちに日本政府の正式な脱退通告となるわけではなかった。日本が正式に連盟脱退を通告するためには、二月一七日の訓令にみられるように「憲法上必要ノ手續（枢府御諮詢等）ヲ執ルヲ要⁽⁵⁴⁾」したのである。しかも当時、外務省にとって脱退決定の諮詢をめぐる枢密院の動向には、予断を許さないものがあつた。

枢密顧問官の中でも長老格のひとりでありわけ大きな政治的影響力をもっていた伊東巳代治は、二月一日に金子堅太郎顧問官と会談し、「國際連盟問題ニ付縷々愚見を叙述し此際連盟を脱退する様無謀の挙動を為すの不

得策なるを論し」て金子の同意を得、栗野慎一郎顧問官（元駐仏大使）と黒田長成顧問官（元貴族院副議長）から了解を得よう依頼している。⁽⁵⁵⁾さらに翌日には、原嘉道顧問官（元法相）にも「國際連盟ニ付刻下の困難を物語り連盟脱退の無謀なることを勧告」している。⁽⁵⁶⁾このように伊東は連盟脱退に強硬に反対し、他の顧問官にもこの線で積極的に働きかけていたのであり、樞密院の審議において脱退決定が覆される可能性は充分にあったのである。

伊東はもとより理想主義的國際協調派としてではなく、あくまでも権力政治的考慮を重視する立場から脱退に反対していた。伊東は外務省とは異なり、連盟脱退によって太平洋諸島の委任統治権が無効になるものと認識しており、それゆえ脱退後の太平洋における日米間の軍事バランスの変動に強い危機感を抱いていたのである。

そこで伊東は一日に大角岑生海相と会談し、委任統治の死活的重要性を強調した上で「脱退問題ニ対してハ進退を賭して抗争すべしと勧告」するが、海軍も伊東と同様、もしくはより以上にこの問題を深刻に受けとめていた。そのため一月一三日の閣議決定の際には、「外務

省とも完全に結束して陸軍を牽制し、間違ったことをさせないやうに」努め、またサイモン提案に対しては「できるだけ刺戟を少くするためには、三項で行っていかやないか」と賛成し、あくまでも脱退を回避しようとしていた。

さらに伊東は二月一九日、荒木にも「全権の急速引揚ハ不得策なり脱退の如きハ輕率の甚しきものなることを痛論」するが、同時に「連盟問題ニ付外務当局の当初より種々なる失錯^{（ミソ）}最後に至るまで一として失錯^{（ミソ）}ならざるな」し、として外務省の對連盟政策を非難している。伊東によれば「支那に對して和協を望むこと架空の妄想に過ぎす……支那ハ一度討伐を加へたる後に非れハ彼をして悟らしむること能はず」、外務省が中国との妥協を求めたのはまさに「拙劣の極」なのである。それゆえ荒木が「熱河ニ至ハ二週間内ニ片付る」と述べると、「長く遅延することハ最モ不得策なり」と釘をさした上で同意する。⁽⁵⁷⁾このように熱河攻撃の既定化後も、連盟脱退に反対し、外務省の責任を追求しようとする動きには無視し得ないものがあつたのである。

一方、内田は二二日、樞密院において連盟問題に關す

る報告を行ない、正式な諮詢以前に脱退決定への一応の了解を取り付けようとしていた。内田の報告に対してまず最初に富井政章顧問官(元貴族院議員)が、なぜ政府は先月末のイギリスの幹旋申入れを拒絶したのか、と質した。すると石井菊次郎顧問官(元外相)が「自分モ富井ト同様ノ考ヘナルモ是レ総テ過キタル」ことであり、もはや連盟脱退も「致方ナシ」と述べ、むしろ今後「熱河問題カ天津北平ニ波及スレハ外国トシテ之ヲ看過セサル」様になることの方が重大問題である、と強調し、外務省の立場を擁護した。次いで栗野が発言する。栗野は伊東の協力要請にもかかわらず、実際にはもっぱら熱河攻撃による規約第一六条発動の可能性への危惧と、長城以南不侵攻の必要性ばかりを述べてしまふ。さらに伊東から直接「脱退の無謀なることを警告」されたはずの原も、「連盟ヨリ見レバ熱河ハ即チ支那ノ領土ニテ熱河討伐ハ即チ支那ノ領土ニ戦争ヲ起シタルモノトシテ」規約第一六条発動の恐れがある、と発言し、連盟問題に関して外務省と同様の認識を持っている旨明らかにする。

結局この日の討論は、金子が脱退には枢密院の正式な審議の必要もあり、慎重に対処するように、と述べて終

了するが、以上から明らかなように、外務省は自己の危機感を枢密院に持ち込むことに成功したのである。

伊東はこの日の枢密院の情況について、二四日に二上兵治書記官長から報告を受けるが、憤慨した伊東は「今後脱退問題ニ付委員を命ぜらる場合自分ハ出席出来兼る」として態度を硬化させる。⁽⁶²⁾だが、逆に倉富勇三郎議長は伊東の委員辞退の申入れに安堵し、政府決定追認の線で審議をまとめることに自信を深める。倉富は平沼騏一郎副議長が伊東を委員のひとりに指名したことに強い難色を示し、伊東の出席による議事進行の混乱を恐れていたのである。⁽⁶³⁾

連盟脱退に関する枢密院の審査委員会は三月一日から一八日まで四回開かれた。全四回の審査を通じて、議論の焦点はもはや連盟脱退の可否ではなく、もっぱら熱河攻撃に伴う関東軍の関外進出問題であった。第二回委員会では、石井が外務省側に満州国の国境に関する質問をすることによってこの問題に注意を喚起し、第三回委員会では、石井と富井が荒木陸相に関東軍の関外不進出を強く要請した。さらに第四回委員会では、富井が委員会報告書においては「従来ノ外交ニ対スル遺憾ノ意ハ成

ル可ク概括的ニ之ヲ述ヘ」るように、と要望し、連盟問題に關する外務省の責任を問う意思のないことを明らかにする。⁽⁶⁴⁾その結果、二二日に作成された審査報告書は脱退後の委任統治権の維持と軍縮會議などへの残留を確認した上で、今後連盟諸国とりわけ「大国」との間においては「敵ニ事端ノ発生ヲ避ケ益々友好關係ノ増進ヲ圖ル」ことを強調し、外務省の意向をほぼ完全に反映する内容のものとなった。⁽⁶⁵⁾そして二七日、樞密院はこの報告書を全会一致で可決し、同日、政府は正式に日本の連盟脱退を通告したのである。

五 おわりに

日本の脱退通告以後の連盟の動向は、ほぼ外務省の予測通りに展開した。最も懸念されていた經濟制裁は、すでに二月二七日、アメリカのキャッスル(W. R. Castle, Jr.)國務次官が出淵勝次駐米大使に「米國政府トシテハ滿州問題ニ付連盟ノ一部ニ於テ論議セラレ居ルカ如キ制裁等ニ付何等考慮シタルコト無シト確言」しており、⁽⁶⁷⁾早くもその実行可能性を失っていた。また三月二八日の日中問題に關する連盟諮問委員會第一回會議において檢討

された滿州國不承認政策案と日中兩國への武器禁輸問題⁽⁶⁸⁾も、その後立ち消えとなる。しかも、日本は太平洋諸島委任統治権の返還を要求されることもなく、軍縮會議や國際經濟會議には引続き参加したのである。

こうして連盟から脱退することによって、対日經濟制裁を回避し、國際協調外交を維持しようとする外務省の試みは一応成功する。以後、滿州事変以来の對外危機は鎮靜化し、それに伴って日本は主として対米英關係の改善による國際協調外交の修復に乗り出すのである。⁽⁶⁹⁾

(1) 『政友』第三九四号、一三頁。

(2) デイビット・ルー「松岡洋右—國際連盟との決別—」

『國際政治』五六号、一九七六年)八五—一〇一頁、同(長谷川進一訳)『松岡洋右とその時代』(TBSブリタニカ、一九八一年)。

(3) 前掲『政友』、一三一—一五頁。

(4) 松岡洋右「日支問題討議ノ為ノ國際連盟臨時總會ヨリ帰ッテ」、外務省記録(外務省外交史料館所蔵)A・一・〇・〇・一一「外務大臣ソノ他ノ上奏集」。

(5) 前掲『政友』、一五一—一六頁。

(6) 日本の國際連盟脱退問題に關して、その原因を「連盟支持層の無力」に求める研究として、緒方貞子「外交と世論—連盟脱退をめぐる一考察—」『國際政治』四一号、一

九六九年) 四〇—五五頁、があり、主として陸軍の一部強硬派に求める研究として、内山正熊「滿州事変と國際連盟脱退」(三宅正樹編『軍部支配の開幕』第一法規出版、一九八三年) 一一九—一五三頁、がある。なお、この問題もふくめた日本の對連盟政策の全体像を詳細に検討した研究として、海野芳郎『國際連盟と日本』(原書房、一九七二年) がある。

(7) 藤村道生『日本現代史』(山川出版社、一九八一年) 一五五頁。

(8) 『民政』第六卷第四号、三〇—三二頁。

(9) 『政友』第三八七号、二二〇頁。

(10) 外務省編『日本外交文書 滿州事変』第二卷第一冊(以下『外交文書』二—と略、他の巻の場合も同様) 六〇四—六〇六頁。

(11) 立作太郎『國際連盟規約論』(國際連盟協會、一九三二年) 二三〇頁。

國際連盟規約第一五條

三 連盟理事会ハ、紛争ノ解決ニカムヘク、其ノ努力効ヲ奏シタルトキハ……当該紛争ニ関スル事実及説明並其ノ解決条件ヲ記載セル調書ヲ公表スヘシ。

四 紛争解決ニ至ラサルトキハ、連盟理事会ハ、全会一致又ハ過半数ノ表決ニ基キ……公正且適當ト認ムル勧告ヲ載セタル報告書ヲ作成シ之ヲ公表スヘシ。

第一六條

一……第一五條ニ依ル約束ヲ無視シテ戦争ニ訴ヘタル連盟國ハ、当然他ノ總テノ連盟國ニ對シ戦争行為ヲ為シタルモノト看做ス。他ノ總テノ連盟國ハ、之ニ對シ直ニ一切ノ通商上又ハ金融上ノ關係ヲ断絶シ……(横田喜三郎ほか編『國際条約集』有斐閣、一九八五年、三八頁)。

(12) 「極東ノ新情勢ニ對スル判断」、国立国会図書館憲政資料室所藏「斎藤実関係文書」(以下「斎藤実文書」と略) 一一七一。

(13) 「施政要綱」、「斎藤実文書」一一六四。

(14) 原田熊雄述『西園寺公と政局』(以下『原田日記』と略) 第二卷(岩波書店、一九五〇年) 三四〇頁。

(15) 『外交文書』二—二、二六三—二六四頁。

(16) 同右、四〇七頁。

(17) 同右、二八四頁。

(18) 同右、二九二頁。

(19) 同右、三〇八頁。

(20) 同右、四一〇頁。

(21) 『外交文書』三、八頁。

(22) 同右、一八三頁。

(23) 同右、一八二頁。

(24) 同右、一九二—一九三頁。

(25) ルー、前掲論文、九一頁、および同、前掲書、一三九頁。

(26) 東郷茂徳『東郷茂徳外交手記—時代の一面—』(原書房、

- 一九六七年) 七八—七九頁。
- (27) 同右、七九頁。
- (28) *Documents on British Foreign Policy 1919—1939*, Second Series, Vol. XI, No. 252.
- (29) *Ibid.*, No. 252, p. 4.
- (30) 木戸日記研究会校訂『木戸幸一日記』上巻(東京大学出版会、一九六六年)二一六頁。
- (31) J・ダワー(大窪愼二訳)『吉田茂とその時代』上(TBSブリタニカ、一九八一年)一〇五一—一〇六頁。
- (32) 『原田日記』第三巻、八—九頁。
- (33) 『外交文書』三、六五三—六五四頁。
- (34) 伊藤隆・照沼康孝解説『続・現代史資料(4) 陸軍 畑俊六日誌』(みすず書房、一九八三年、以下『畑俊六日誌』と略)五二頁。
- (35) 『原田日記』第二巻、四二—四三頁。
- (36) 同右、四二—四三頁。
- (37) 伊藤隆ほか編『真崎甚三郎日記1』(山川出版社、一九八一年)八八頁。なお、陸軍の「大御所」宇垣一成も、昭和八年一月二一日付の日記に「熱河を取れば北平天津が目障りになり、其処迄取れば南京、上海が気掛りに成りて際限なき事態を惹起するの恐あり」と記し、すでに「各方面の士に余の意見は屢開陳」していた(角田順校訂『宇垣一成日記』2、みすず書房、一九七〇年、八八—八九頁)。
- (38) 『原田日記』第二巻、四二—四三頁。
- (39) 同右、四三—四四頁。
- (40) 『原田日記』第三巻、九頁。
- (41) 同右、一〇頁。
- (42) 『外交文書』三、三三四頁。
- (43) 同右、三三八頁。
- (44) 『原田日記』第三巻、九頁。
- (45) 同右、一〇頁。
- (46) 『畑俊六日誌』、五四頁。
- (47) 『外交文書』三、二四七—二四八頁。
- (48) 同右、三七三—三七五頁。
- (49) 同右、二四五—二四六頁。
- (50) 同右、三八〇—三八一頁。
- (51) 土橋勇逸「国際連盟脱退管見」(稻葉正夫ほか編『現代史資料(11) 続・満洲事変』みすず書房、一九六五年)八四—八五頁。
- (52) 『外交文書』三、五〇四—五〇五頁。
- (53) 「連盟問題ニ関スル一般的形勢觀察」、外務省記録B・九・一・〇・八「帝国政府ノ国際連盟脱退関係一件」。
- (54) 『外交文書』三、五〇五頁。
- (55) 国立国会図書館憲政資料室所蔵「伊東巳代治伯日記—昭和八年」(写本、以下「伊東巳代治日記」と略)昭和八年二月一—五日。
- (56) 「伊東巳代治日記」昭和八年二月一—六日。
- (57) 同右。

- (58) 『原田日記』第二巻、四三〇頁。
(59) 『原田日記』第三巻、九頁。
(60) 「伊東巳代治日記」昭和八年二月一九日。
(61) 国立国会図書館憲政資料室所蔵「倉富勇三郎日記」
(以下「倉富勇三郎日記」と略) 昭和八年二月二二日。
(62) 「伊東巳代治日記」昭和八年二月二四日。
(63) 「倉富勇三郎日記」昭和八年二月二五日。
(64) 審査委員会における討論の内容は、国立公文書館所蔵
二A・一五―七・㊦・B一八「昭和八年委員会録」による。
(65) 国立公文書館所蔵二A・一五―七・㊦・C三六「国際

- 連盟脱退ニ関スル措置案審査報告」。
(66) 国立公文書館所蔵二A・一五―一〇・㊦・D七〇七
「国際連盟脱退ニ関スル措置案会議筆記」。
(67) 『外交文書』三、五八六頁。
(68) 同右、六二二頁。
(69) この点については、拙稿「国際連盟脱退後の日本外交
―対米協調の模索・一九三三年―」(『一橋論叢』第九三巻
第二号、一九八五年二月) 九八―一七頁、参照。

(一橋大学大学院博士課程)